

国際輸出管理レジーム会合の合意事項等に係る省令改正等の概要について

令和5年12月1日
経済産業省
貿易経済協力局
安全保障貿易管理課
安全保障貿易審査課

1 改正趣旨

大量破壊兵器の拡散防止及び通常兵器の過剰な蓄積の防止等の観点から、安全保障に係る輸出管理については、我が国を含めた主要国が参加する国際輸出管理レジーム会合（参考1）において輸出規制等をすべき対象が合意されている。

我が国においては、合意内容を担保するため、外為法第25条第1項又は第48条第1項に基づき許可を要する具体的な技術及び貨物の種類等について、「外国為替令」別表、「輸出貿易管理令」別表第1及び「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」において規定している。（参考2）

国際輸出管理レジームにおける今年の合意等を受けて、外為法に係る省令、告示及び関連通達を改正し、規制の対象となる技術及び貨物の改正を行う。

その他、安全保障貿易管理に係る規制の合理化・適正化に関する改正を行う。

※令和5年12月1日（金）公布、令和6年2月1日（木）施行

- 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（令和5年経済産業省令第53号）
- 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第12号、第13号及び第14号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物の一部を改正する告示（令和5年経済産業省告示第145号）
- 「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について（令和5年12月1日付け輸出注意事項2023第21号）

2 規制概要

（1）国際輸出管理レジーム会合の合意事項に係る改正

武器関連（1の項関係）（WA）

■ 通達の解釈の改正【規制の明確化】

「爆発物」及び「軍用航空機の附属品」の解釈を追加する。

- **運用通達** 1-1（7）（イ）（解釈の表）1の項

原子力関連（２の項関係）（NSG）

■ 「マンドレル・型」に係る仕様の改正【規制強化】

「しごきスピニング加工機のロータを成型するマンドレル」又は「ガス遠心分離機のロータ製造装置のベローズ製造用のマンドレル・型」の仕様を改正する。

- **貨物等省令** 第１条第１１号ロ、第３３号ハ <貨物>

生物兵器関連（３の２の項関係）（AG）

■ 「毒素」の削除・追加等【規制緩和・強化・明確化】

「コレラ毒素」を削除し、「ゴニオトキシン」等（４種）を追加する。
また、細菌類の名称を変更する。

- **貨物等省令** 第２条の２第３号、第５号 <貨物>
- **運用通達** １－１（７）（イ）（解釈の表）３の２の項

■ 「遺伝子を改変した生産物」等に係る仕様の改正【規制強化】

「遺伝子を改変した生物」又は「遺伝要素」について、規制対象となる仕様を追加する。

- **貨物等省令** 第２条の２第６号 <貨物>

先端材料（５の項関係）（WA）

■ 「振動防止用の液体」に係る仕様の改正【規制緩和】

「ポリクロロトリフルオロエチレン」について、規制対象となる仕様を限定する。

- **貨物等省令** 第４条第１１号ハ <貨物>

コンピュータ（８の項関係）（WA）

■ 「デジタル電子計算機」に係る技術の仕様の改正【規制緩和】

「デジタル電子計算機」に係る技術について、規制対象となる仕様を改正等する。

- **貨物等省令** 第２０条第１項各号、第２項第１号、第２号、第３号、第５号 <技術>

センサー・レーザー関連（１０の項関係）（WA）

■ 「レーザー発振器」の仕様の改正【規制緩和】

「パルスレーザー発振器」及び「半導体レーザー発振器」について、規制対象となる仕様を改正する。

- **貨物等省令** 第９条第１０号ロ、ニ <貨物>

海洋関連（１２の項関係）

■ 「電気推進機関」の仕様の改正【規制緩和】

「永久磁石を用いた電気推進機関」について、「潜水艇用に設計した一定出力以上のもの」に限定する。

- **貨物等省令** 第１１条第１０号ハ <貨物>

- **運用通達** 1-1(7)(イ) (解釈の表) 12の項

推進装置関連 (13の項関係) (WA)

■ 「ガスタービンエンジン部品」の追加等【規制強化・緩和】

「超音速航空機用のガスタービンエンジン (貨物)」及び当該ガスタービンエンジンに係る技術を削除する。

また、「超音速航空機用のガスタービンエンジンの特定の部分品 (貨物)」及び当該部分品に係る技術を追加する。

- **貨物等省令** 第12条第1号、3号 <貨物>
第25条第1項1号、第1号の2、第3項第1号、第5号 <技術>
- **役務通達** 別紙 (解釈の表) 13の項

機微品目 (15の項関係) (WA)

■ 「無人式潜水艇」の仕様の改正【規制の明確化】

「繫索式でない無人式潜水艇」の光伝送方式について、「光ファイバーを用いていないもの」に限定する。

- **貨物等省令** 第14条第9号ロ <貨物>

(2) 規制の合理化・適正化に関する改正

① 包括許可制度の適用範囲の見直し

適切な輸出管理を実施しつつ、輸出者等の輸出管理に係る負担軽減を図るため、特別返品等包括許可における適用範囲及び実績報告等の見直しを行う。

- **特別返品等包括許可【規制の緩和】** **包括許可要領**
外国より提供された図面、手順書等の武器技術をそのまま返送する場合を含める。
実績報告の頻度を3か月に1回から6か月に1回にする。

② 輸出許可申請に必要な書類等の明確化

輸出許可申請に必要な書類やクレーム輸出の対象範囲の明確化を図るため、包括許可申請等における提出書類、包括許可を失効となる場合を明確化する。

- **包括許可申請等に必要な書類や失効の場合【規制の明確化】** **提出書類通達** **包括許可要領**
最新のチェックリスト受理票の提出や許可要件を満たさない場合は失効の旨を明記。
クレーム輸出における対象範囲を簡条書きにて明記。

※その他、技術的な修正を含め、所要の改正を行う。

(参考1) 国際輸出管理レジームの概要

NSG	「Nuclear Suppliers Group」の略。1974年におけるインドの核実験成功を背景に、核兵器の製造等に使用される可能性のある製造設備等の輸出規制を行うことを目的として発足。参加国数は48か国。
AG	「Australia Group」の略。イラン・イラク戦争における化学兵器使用を背景に1985年に発足。化学・生物兵器の原材料及び製造設備等の輸出規制を行うことが目的。参加国数は42か国。
MTCR	「Missile Technology Control Regime」の略。1980年代初頭におけるミサイル開発の活発化を背景に大量破壊兵器の運搬に寄与し得るミサイル、その部分品及び製造設備等の輸出規制を行うことを目的として1987年に発足。参加国数は35か国。
WA	「The Wassenaar Arrangement」の略。地域の安定を損なうおそれのある通常兵器（核・生物・化学兵器及びその運搬手段であるミサイル以外の兵器）の過剰な蓄積を防止する観点から輸出管理を行うことを目的として1996年に発足。参加国数は42か国。

(参考2) 関係法令及び略称

● 法律	外為法 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）
● 政令	外為令 外国為替令（昭和55年政令第260号） 輸出令 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）
● 省令	貨物等省令 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）
● 告示	使用技術告示 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物（平成21年経済産業省告示第307号）
● 通達	運用通達 輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号） 役務通達 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿易局第492号） 提出書類通達 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第18号） 包括許可要領 包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号）